

- ボランティアを動機だけで言い出すと入りにくくなるのが企業の社会貢献。企業の社会貢献というのは、会社の評判を上げることが動機であっても、結果としてそれが社会的に大きなインパクトを持てばよいので、動機より結果でみるべき。
- ボランティアマネージャーについては、福祉教育として募金教育などお金のことを扱う学習(に取り組むこと)も大切。

委員意見

- ボランティアとは何か。ボランティアはやっていないという人でも、それはボランティアじゃないですかということがよくある。
- 住民のボランティア活動のイメージが固定化しハードルが高くなってしまっているので、それぞれがやっていることを「あなた、それはやっているよ」と、「みんなボランティアなんですよ」と国民にメッセージし、ハードルを低くすることが必要。
- 寄付活動は、労力では参加できないが、お金でなら参加できるという人たちの参加のツール。
- ボランティアというのは、市民活動を当たり前にみんながやれるようにするためにやること。ボランティア活動をなくすためにするボランティア活動という逆説。市民活動とボランティア活動の関係については論議が必要。
- ボランティアセンターの名前が市民活動・ボランティアセンターになってきている意味も含めて考えてみる必要がある。
- 住民の中に入って行って、「それはボランティアですよ」と言ってあげる人が必要。コーディネーターをもっと住民化していく。
- ボランティアを動機からとらえるのと活動の種類でとらえるのと、ボランティアを幾つかに分けた方がよい。
- ボランティア活動につながらないのは、障害者にどう関わったらよいのかという関わりのつけ方の技術がわからないことと具体的な支援の技術を持っているかどうかの二つがあるのではないか。そのあたりはその人が持っているものを生かしてあげるとうまくつながっていくのではないか。
- アメリカでは、金を集めてくるところまで含めてマネジメントするボランティアマネージャーがいるが日本はそれがなくコーディネーターにとどまっている。コーディネーターという概念を幾つか分けて考えた方がいいのではないか。
- お金を集めてくるというのは、ソーシャルワーカーでもよい。

福祉サービス利用援助事業

事務局資料

<効果>

- 福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチしている。
- 本事業により親族による金銭搾取等や消費者被害が発見されており、副次的効果としての見守り機能が大きい。
- 利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者が円滑にサービス利用できるようになり、事業者にとっての困難ケース解消につながっている。
- 利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐとともに、その利用手続きを援助することにより、成年後見制度の利用に寄与。

<課題点>

- 全国的にみると、相談件数、利用契約者数は年々増加しているが、実施主体間の格差が大きい。
- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末実利用者数は、その6.5%にすぎず、まだまだ不十分といわざるをない。

<今後の課題>

- 日常生活自立支援事業の現状をみると、郵便物の確認・整理や通院の調整など、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらない支援が実施されている。
- また、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談が必要であり、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、要支援者の日常生活の継続にとって本事業の相談の果たす役割が重要なものとなっている。
- 以上のような現状を踏まえると、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらず、判断能力の不十分な人の日常生活上のニーズを発見し、その判断を支援することにより要支援者の生活を継続的に支える仕組みとすることが必要ではないか。

発表者意見

- 周知が不足しているために必要な人に利用されない。制度の普及啓発が必要。
- 当事者にとっては、自分が「判断能力が不十分な者」であるということには受け入れがたい部分があるので、利用者教育(判断能力を失う前の制度理解)が必要。
- 本人意思による契約の難しさ。本人が解約したいと申し出れば、利用していることが本人の財産を守ることになるにも関わらず解約せざるを得ない状況もある。
- 成年後見制度との関係では、申立人の確保、申立費用や成年後見人の報酬負担ができないケースへの対応が整って初めて福祉サービス利用援助事業と成年後見制度が車の両輪となり権利擁護の体制が整うのではないか。

委員意見

- (利用者がまだまだ少ないのは)啓発の問題ではない。住民は深刻になる前につかんでいる。(利用者の把握には)住民のネットワークに入っていくことが必要。

生活福祉資金

事務局資料

<効果>

- 世帯の生活基盤の確保と生活保護受給に至らない又は生活保護からの脱却機能
- 社会・経済問題に対しての機動的・即応的機能
- 地域生活継続の支援機能

<課題点>

- 平成18年度における貸付状況は、貸付件数が11,034件、貸付金額は112.6億円となっているが、近年は漸減傾向にある。
- 漸減の要因としては、以下が挙げられる。
 - ・ 貸付制度が民生委員の援助指導等の関与、連帯保証人を必要とする等の貸付条件の厳しさ、申請から貸付決定までの審査期間に時間を要すること等、消費者金融機関に比べ手続きが煩雑であること。
 - ・ 一方、市中における消費者金融が市民のニーズ(利便のみを追求した手軽な借金)に即時に対応しているため、本制度対象者である低所得者が消費者金融を利用し、当該資金の貸付手続きに至らないこと。
 - ・ その他、制度運用上、①滞納債権の増加により貸付審査基準を厳格に設けている、②他法他施策の優先を徹底している、③当該制度の活用を行っていない民生委員がいること 等
- 都道府県別貸付件数にはばらつきがあり、低所得者対策として積極的に資金の活用を図っていないと考えられる県がある。近年、自治体の財政歳入不足に伴う対応策として、社会福祉協議会に対し当該貸付原資を返還させ、貸し渋りを招き、需要に対応しきれない都道府県が見受けられる。

＜今後の課題＞

○ 利用の促進と貸倒れ抑制の両立

- ・ 低所得者の資金需要を踏まえ、
 - (1) 地域社会の様々なニーズに応じ単なる貸付けではなく専門職による自立生活プラン策定を行う等、総合的相談支援機能を付加した貸付事業への転換
 - (2) 資金種類の新設又は簡素化、包括化利用手続きの簡便化
 - (3) 特に多重債務の予防・悪化の防止のため、事前相談や事後モニタリングの充実(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等) 等(多重債務問題改善プログラム：H19.4.20：多重債務者対策本部決定)をさらにおこなうとともに、制度内容を周知し、積極的な活用を促す必要。
- ・ 低所得者の資金需要に的確に対応できるよう、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等を含む関係機関の間で緊密な連携をとるとともに、都道府県に本事業の必要性について再認識を求め、積極的な事業支援を促す必要。
- ・ 貸倒れ抑制を図る観点から、償還指導の徹底、償還を促進するための社会福祉協議会機能を充実し、確実な債権回収を行うとともに、償還免除の対象となる債権を処理する必要。

発表者意見

○ 課題としては、

- ① 利用者の自立を支援の徹底(貸付相談を入り口として自立支援に取り組むこと)。
- ② 貸付ニーズへの対応と適切な債権管理の両立
- ③ 利用者にとってわかりやすい制度であること(資金の種類など簡素化できるものは簡素化して誰もがわかりやすい制度としていくことが必要)。

委員意見

- 救済というネガティブなイメージから、ポジティブな貸付に転換した方がよい。(個人にではなく共同体に貸し付けるグラミン銀行のような方法など)
- 福祉のマネジメントの近代化。ゴールを明確にして施策のパッケージをつくる取り組み方(コーディネート力)が必要なのではないか。

社会福祉協議会

発表者意見

- 社協では、日常生活自立支援事業を軸に、専門職と住民が組む地域総合相談・生活支援のシステムづくりに取り組んでいるところ。特に、地縁型組織との連携による小地域福祉活動とボランティア市民活動の推進、福祉サービス利用支援が制度内だけでなく制度外の対応とどうつながるかがテーマ。
- 地域福祉の基礎組織には、地区社協として組織する形と行政などが設置するコミュニティ協議会等と協働する形がある。近年は後者が増加(なお、町村は社協直接実施型が多い)。これらは社協事業としてくるのではなく、社協が支援する活動でありパートナーと考えるのが妥当。
- 社協は、基礎組織を基盤に役割として活動するボランティア活動が中心で、手を上げて入ってくるNPO等ボランティアセンターの活動者等の支援が弱いのではとの指摘があるが、今後は両方をきちんとやっていくことが重要と考えている。
- 都市部は基礎組織が弱いが、福祉活動によって自治会活動が活性化するということもある。困難はあっても仕掛けるべきことは仕掛けるのが基本ではないか。
- 現在推進しているふれあいいいきサロンや小地域ネットワーク活動が日頃の関係づくりにつながっており、このような要援護者への個別支援からまちづくりに広がる場合とまちづくりから要援護者につながる場合がある。
- 社協では、住民自身の計画として地域福祉活動計画の策定を進めており、その中で住民座談会が小地域活動計画につながる地域が増えている。小地域活動計画と地域福祉活動計画、地域福祉計画が相互循環する形になれば、住民活動が自治体レベルに反映されてくるのではないか。
- 社協は、フォーマルとインフォーマルをつなぐ場所であり、インフォーマル自体の相談機能を支援する役割を担うことが大事。

- 経済界、商店街、生協、社会・教育関係団体、NPO関係の参加については、理事・評議員というだけでなく、実質的に協働できる場をどうつくっていくのが重要だと思っている。

委員意見

- 市町村社協は校区の立場に立って活動する校区活動連合会、都道府県社会福祉協議会は市町村社協の立場に立って活動する市町村社協連合会としてはどうか。
- 社会福祉協議会の評議員などの選出基盤と民生委員の選出母体の候補者が挙がってくるルートのようなものとの関わりなどもあるかもしれない。経済界、商店街、生協、社会・教育関係団体、NPO関係が広がってくると、もう一度地域づくりのエネルギーが出てくるのではないか。
- 福祉アクセシビリティを考えていくにあたり、社協の行う地域総合相談の福祉アクセシビリティとスクリーニング機能の評価が必要。
- 社会福祉協議会の法規定は、社会福祉法の前身が社会福祉事業法のため歴史的にも事業者団体のクラブのような性格が強く、住民の地域活動の位置づけが弱い。今、地域福祉の基盤として、地域団体、自治会、町内会等が基盤になる部分と、地域に立脚しているけれども組織からは自由な形で活動している様々なボランティアな動きがある中で、社会福祉協議会の位置づけが現行のままでいいのか。

共同募金

事務局資料

<課題点>

- 募金実績額が平成7年度をピークに減少している。
- 共同募金の使途は多岐にわたっているが、どこにどのように使われているかわかりにくい、などの指摘がある。
- 地域のさまざまな福祉活動に適切な配分を行うために、都道府県ごとに寄附金を集め、原則として県内で配分するという現行の仕組みのままで十分か。

<今後の課題>

- 共同募金は、これまで民間福祉活動の財源の主要な担い手として大きな役割を果たしてきたところであり、地域福祉における民間活動の活発化に対応し、多様な団体の活動を支援するとともに、新しい寄附の文化を形成する推進役としての役割が期待されている。

発表者意見

- 募金の増強、地域福祉活動支援への転換、NPO等多様な主体との協働、市町村組織の充実強化が課題。
- 市民参加、透明性の確保、市町村共同募金委員会の設置、寄附についての啓発を通して市民の共有財産として共同募金を発展させたい。
- 地域をつくり市民を応援する、全国規模の活動、災害時対応を基軸に新しい役割を果たしていきたい。
- 地域の問題解決のため、地域福祉活動計画と共同募金計画を連携させたい。
- 募金しやすい方法としてインターネットや自動販売機、ドナーチョイス等新しい募金開発に取り組んでいるところ。

委員意見

- 何に役立っているのかが寄付者に実感としてわかるようにする必要がある。
- 現在共同募金分会の委員は募集重視で自治会や諸団体が中心だが、新たに審査委員会の役割を求めるのなら、配分審査のための専門性、代表性、信頼性のある構成とする必要がある。
- 社協への配分は、地域活動の財源として再配分されている現状からすれば、社協の中間支援組織としての能力を全国的に高めていく必要がある。
- 福祉のマネジメントの近代化というものが非常に遅れている。シンクタンク機能が弱いのではないか。
 - ・ 寄付者のニーズや募金ニーズ、配分の効果などをきちんと分析し公表する、それをキャッチフレーズにしてPRに活用するといった取組がないと地縁血縁以外の人を動かせない。
 - ・ 自治会は義務で集めてくれるがそこが廃れてくると減り、若い人はうまくいっていない。寄付と年齢層の関連を把握する必要がある。
- 募金額を上げるために組織を整備することと募金の増強は別のメカニズム。募金の増強にはインセンティブをどう与えるか。当事者募金には強いインセンティブが働く。
- 当事者募金に多額の寄付が集ることをみると(国民の)募金する力はある。
- 労力では参加できないが、お金でなら参加できるという人たち参加のツールとして提示していくことが大事
- 新しい層、若い人達にも浸透させたい。若い人たちの感覚にあわせた働きかけが必要。
- 集めることだけでなく、どう使うか、評価をどうするか、人をどう育てるかが問題になってきている。とすると、ファンドレイザー、ソーシャルワーカーなど言い方は色々だが、人件費補助の考え方が出てこないとおかしい。
- 地域をマネジメントする人を育てるような寄付金のあり方を考えなければいけない。

地域福祉計画

事務局資料

<効果>

- 小地域活動のエリア、地域包括支援センターのエリア等各エリアの設定について調整することができた。
- 体制整備、拠点整備につながった。
- 庁内横断的な検討委員会の開催により関係各課の地域福祉や住民参加に関する理解が深まり、連携関係の基盤作りになった。
- 住民が地域の課題に気づき、住民が取り組む新たな活動やサービスが生まれた。

<課題>

- 「相談、サービスを総合化する」「相談しやすい窓口にしていく」「住民の福祉活動を支援する」等が謳われているが、具体化方策については明示されていない計画も多い。
- 調査が実施されているものの、福祉活動に参加したいかといった意識調査が主で、具体的な生活課題の把握、分析が十分でないため、課題の解決方策を示すに至っていない。
- 住民の関心の高いひとり暮らしの安否確認等の高齢者関係の課題が中心で、孤立死や徘徊死、差別偏見等の深刻な問題、地域の少数者の問題を取上げているものは少ない。

<今後の課題>

- 住民懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい少数者の問題把握と支援を地域福祉計画に明確に位置づける必要。
 - ・ 当研究会により明らかになった地域の要支援者の声なき声をくみあげる仕組み。
 - ・ 地域の要支援者を把握する仕組と要支援者の日常の生活変化を察知する見守りの仕組みづくり。
- これら地域の問題や要支援者の発見方策を国の支援策として提示。(例 ・実態調査やマップづくりの手法、具体例の収集と提供、指針を通知。)

- 要支援者を支援する住民福祉活動を自律性を損なわないよう支援する仕組みが必要。
 - ・ これら住民活動が機動的、即応的で、継続性の担保されたものとするため、住民活動の計画策定を推進し、その計画と財源がリンクする仕組みづくり。

委員意見

- 地域福祉計画では、計画作りだけでなく推進段階においても住民参加を進めることが必要。
- 地域の範囲は、防災エリアと福祉のエリアを一致させる必要。福祉以外の分野との連携なくしてはできない。
- 市町村よりももう少し小さいエリアでどのように計画を作るかということでは、①自治体はそのエリアのデータを全部出し、住民が自分たちの地域のことを本格的に議論できるようにすることが必要、②防災の問題は福祉と密着しており、防災を切り口にとするとさまざまな問題の見通しができてくるのではないか。
- 地区レベルの計画はできてきたが、そこから落ちてしまう問題がある。障害と高齢によりがちで児童や子育てが落ちる。福祉人材の養成なども入ってきていない。福祉サービスの評価のシステムができていないことによるのではないか。条例などで住民参加での進行管理を位置付けることも必要か。2000年の地域福祉の捉え方とは違ってきている。

【具体的事例】

- (伊賀市社協) 社協の地域福祉活動計画と一体で作成。住民自治協議会の計画は、総合計画に反映することになっている。地域福祉計画が住民自治協議会の計画に反映すれば市の総合計画に反映し、いずれは町を変えていけるということにもなると考えている。
- (全社協) 社協では、住民自身の計画として地域福祉活動計画の策定を進めており、その中で住民座談会が小地域活動計画につながる地域が増えている。小地域活動計画と地域福祉活動計画、地域福祉計画が相互循環する形になれば、住民活動が自治体レベルに反映されてくるのではないか。(再掲)